

令和7年度 京都市立桃山東小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 目的・基本理念

「いじめ」はいじめを受けた子ども教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。道徳教育を充実・いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や未然予防につなげるとともに、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導をし、解決につなげることが重要である。

「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人ひとりの児童生徒に向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

本方針は子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任

スクールカウンセラー ソーシャルスクールワーカー 総合育成主任

いじめ対策主任 不登校対策主任

イ 役割・取組内容

- ・発見されたいじめ事案への早急な対応
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・年度当初の学校便り等で児童・保護者に周知し、個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・重大事案への対応と関係機関との連携
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「学校評価アンケート（アンケート項目に位置づける）」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定（主に長期休業前に実施する）
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定（「いじめに関するアンケート」結果を受けて実施する）

ウ 開催時期

- ・いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催
- ・事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い、情報等を共有

※緊急対応の場合は、この限りではない。

エ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・年度当初の朝会にて、いじめ対策委員会の構成員を児童生徒に周知する。児童生徒にはいじめの被害に遭ったり、発見したりした場合には、いじめ対策委員でなくとも、担任の先生などの教職員に伝えることも併せて周知する。
- ・「学校いじめの防止等基本方針」の発信をする。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止の取組

ア 学習環境の整備

- ・毎日、各教室の整理整頓、清掃を行い、児童が学習に集中してとりくめるようにする。
- ・教室掲示を工夫し、全児童が積極的に授業に参加できるようにする。
- ・学級、授業のユニバーサル化を進める。
- ・「話す、聞く」のルールの徹底
- ・良いところ見つけの掲示

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫
- ・少人数授業の推進
- ・教科担任制、学年担任制の積極的な導入
- ・自主学習プリントの工夫
- ・考えを見る化するためにシンキングツール等の活用
- ・児童一人ひとりの考える時間の確保

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「道徳」における授業改善や学年交換道徳の実施
- ・全校道徳の実施
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした児童会活動、係活動の意図的、計画的な実施
- ・全学年一斉に取り組む「なかまの日（道徳の日）」の設定
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施
- ・警察のスクールソポーターによる安心、安全（非行防止教室）の実施
- ・「なかまの日」を設定し、あらゆる人権問題解決に向けた実践的態度の基礎の育成
- ・友達の良さを見つけ、協力し合い、自尊感情を高める中で一人ひとりが大切にされる学級、学年経営を行う。
- ・クラスの人権に関する様子を振り返り、どのような行動をしていくかを考える人権集会の実施
- ・人権月間には、人を大切にする、大切に思う作文と標語の作成、掲示
- ・全校人権集会で各クラスの標語の発表

エ 体験活動の充実

- ・集団宿泊的行事を通しての仲間づくり
- ・学校行事を通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

オ 児童が自主的に行う活動の充実

- ・異学年集団の交流（縦割り活動、町別児童集会、部活動、その他学校行事）等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成、自己指導力、自己有用感の向上
- ・地域、PTAとともに取り組むいさつ運動の実施

カ 児童へのはたらきかけ

- ・朝会の中での規範意識や人権に関する講話
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信
- ・朝の会で、人を大切にしているニュースや記事の紹介
- ・学年、学級便りでの担任から児童へのメッセージを有効活用

ク その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導部会において、各学年の児童の情報を共有
- ・学年会において各学級の児童の情報を共有
- ・休み時間、掃除時間、授業時間等の校内巡回による見守り活動の実施と情報共有
- ・担任外の養護教諭、SC、SSWによる観察と情報共有

イ 児童に対する定期的な調査

（ア）いじめに対するアンケート

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握（年2回）

（イ）クラスマネジメントシート

- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し（年2回）

（ウ）教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な個別面談、相談活動の実施
- ・教育相談期間の設定と、期間前のいじめに関するアンケートの実施による発見の強化
- ・スクールカウンセラーと養護教諭の連携による教育相談
- ・スクールソーシャルワーカーとのケース会議

（エ）相談体制の整備

- ・定期的な家庭連絡と家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・定期的な生徒指導部会（いじめ対策委員会を含む）による情報共有と組織的な動きの構築

ウ 調査の結果検証及び組織的な対処

- ・アンケート結果をいじめ対策委員会、生徒指導部会、各学年において共通理解を図る。
- ・気になる児童については、いじめ対策委員会、生徒指導部会を中心に全教員で見守り、指導方針の検討、見直し改善を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの充実
- ・SNS（ソーシャルネットワーク）を通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使ってのいじめ対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地生連等で情報モラルについての啓発

オ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめ・ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。

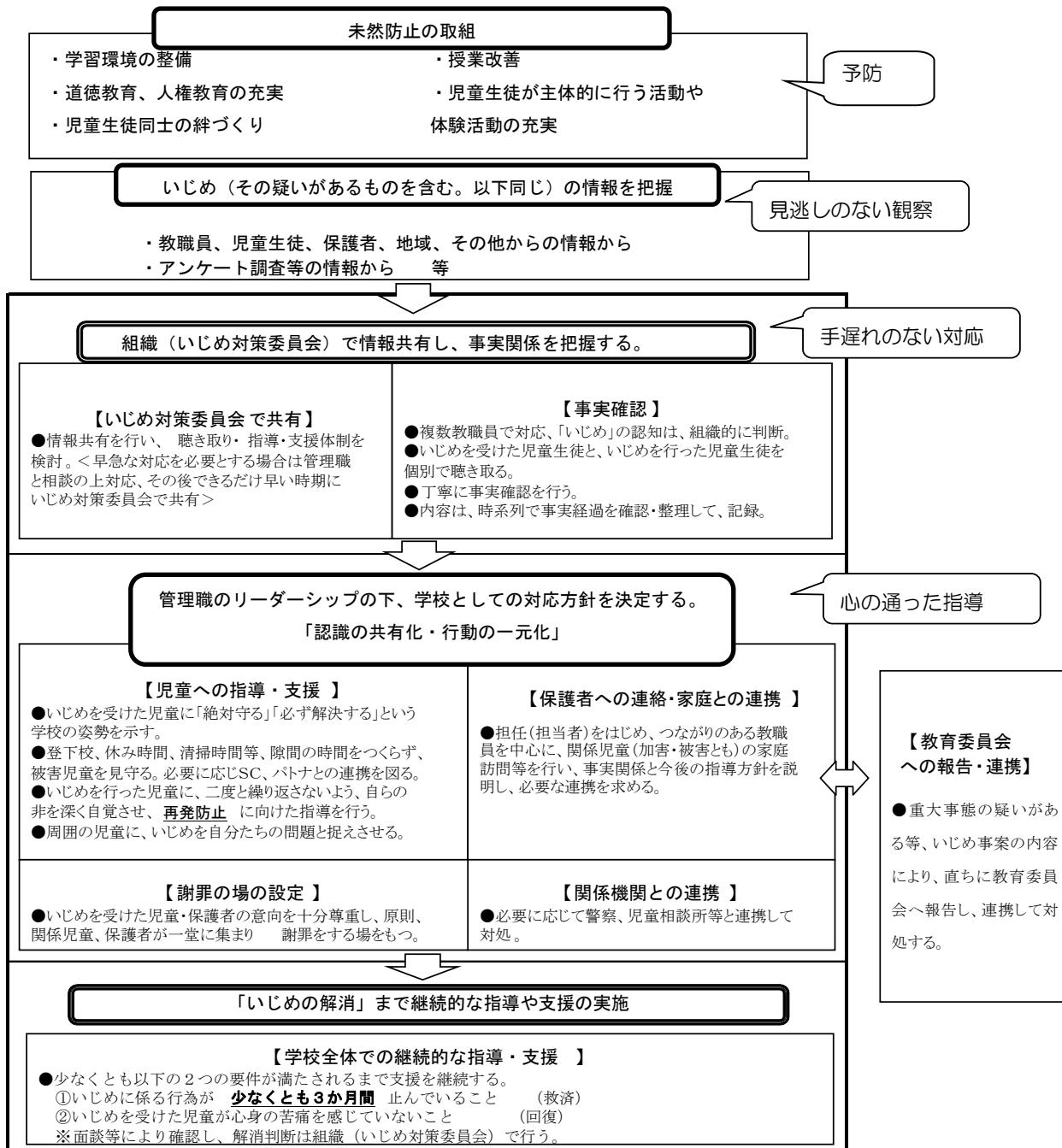
「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然な姿勢で指導を徹底する。

いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡・対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・速やかな対応、複数の教職員による丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的な（担任任せにならない）対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応と加害児童への責任ある指導
- ・経緯や学校での指導、対応について保護者との連携
- ・いじめの背景や再発防止に向けた保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ・対応及び再発防止に向けたケース会議

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

(2) のいじめが起こったときの対応に加え、以下のように対応する。

- ・通信した内容（画像や映像等も含む）は、場合により直接確認し、撮影もしくは印刷等で保存する。（不適切な画像やメール等のやりとりの履歴は、警察など関係機関の重要な証拠となりうる可能性があるため、勝手な判断で消去しない。）
- ・児童に対してインターネットの社会影響の重大さを十分理解させ、人権意識や規範意識、情報モラルについて指導する。
- ・保護者に対して、複数の教職員で整理した事柄と今後の指導方針を説明し、家庭と連携して児童を指導する。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・教職員間で情報を共有し、関係児童の様子を注意深く観察する。
- ・定期的に保護者へ連絡を行い、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないかどうか確認をする。
- ・授業、休み時間、掃除時間等の校内巡視による児童の見守り活動の実施

（4） 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・生徒指導部会を実施し、いじめの未然防止に向けて、情報の共有
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施

イ 実施時期

- ・生徒指導部会を開催
- ・夏季休業中に生徒指導研修を実施
- ・年度途中に中間反省を実施
- ・年度末に生徒指導の反省、まとめを行い、次年度への引継を行う。

4 保護者・地域・関係機関との連携

（1）保護者、地域への情報発信、啓発協同の取組

- ・授業参観において道徳の学習を行い、保護者への啓発活動
- ・人権学習、道徳の学習の参観による保護者への啓発活動
- ・安心安全（非行防止教室）教室の保護者参観
- ・人権集会（全校、学年）の情報発信
- ・学年・学級便りでの担任から保護者へのメッセージの有効活用

5 重大事態への対処

（1）重大事態への基本的な考え方

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、このような場合は重大事態の疑いがあるものとして、直ちに教育委員会へ連絡し、連携して対応を進める。

(2) 重大事態が発生したときの対応

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・SSW 研修 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて① ・生徒指導校内研修会① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・始業式 ・学級開き ・町別児童会 ・なかまの日① 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート結果・いじめにつながりかねなかった事例の等を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観①
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」① 「いじめ等、気になる児童の確認」 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対策委員の紹介」 ・1年生を迎える会 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・「なかまの日」② 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談週間 ・学校運営協議会で説明①

6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「なかまづくり」の教材を参観時に活用 朝会で「全校道德」 道徳月間「学年交換道徳」 縦割りグループ「桃キッズ」顔合わせ 桃キッズタイム① 「なかまの日」③ 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① 教育相談週間（個別面談）① 	
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「学校評価の（いじめ項目）結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心安全教室（非行防止教室） 夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする 町別児童会 学校評価 ほかほかフェスタ（たてわり活動） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の結果の全体集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会① 地生連で「いじめ対応」を伝える
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「気になる児童の経過共有」 「未然防止に向けた取組の確認」 生徒指導校内夏季研修会② 「生徒指導夏季研修講座」 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あいさつ運動」強化週間 「なかまの日」④ 		
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝会で「全校道德」 桃キッズタイム② 		
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」② 職員会 「学校評価の結果の共有」② 生徒指導校内研修会③ 「見守りたい児童の中間交流」 「基本方針の見直しと作業に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育科学習発表会 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施②（4～6年、学年集約と共有） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習発表会 道徳月間「学年交換道徳」 「なかまの日」⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価② 就学時検診での新入学児童保護者

		【6年】修学旅行	・教育相談週間（個別面談）②	への啓発
12	・いじめ対策委員会⑨ 「気になる児童の経過共有」 「未然防止に向けた取組の確認」	【共通】 ・人権標語の作成と発表 ・「なかまの日」⑥ ・町別児童会 【6年】小中連携①		・個人懇談会② ・地生連で「人権標語」ポスター啓発
1	・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」③	【共通】 ・「なかまの日」⑦		
2	・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会③（年間反省） 「学校評価の結果の共有」④ 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・校内作品展 ・桃キッズ6年生へのメッセージ ・「なかまの日」⑧ ・学校評価 【6年】小中連携②	・クラスマネジメントシートの実施 ③（4～6年）、学年集約と共有 ・学校評価の結果の全体集約と共有	・人権月間「学校だより」で啓発 ・授業参観④学級懇談会で啓発
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認P D C Aサイクル」 ・職員会 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・町別児童会 ・桃キッズタイム③ ・6年生を送る会 ・卒業式	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存）	・学校運営協議会で説明と評価③

- ※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについても、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。